



2018年7月17日

各位

会社名 株式会社レノバ
代表者名 代表取締役社長 CEO 木南 陽介
(コード番号：9519 東証第1部)
問合せ先 執行役員 CFO 森 暁彦
(TEL.03-3516-6263)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部を変更することに関して、2018年8月29日開催予定の第19回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

記

1. 定款変更の理由

今後の事業拡大に伴う従業員の増加を見据えるとともに、更なる業務効率の向上を目的として、現行定款第3条（本店の所在地）を東京都千代田区から東京都中央区に変更いたします。なお、本変更は、2018年8月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を設けるものであります。

また、2018年7月5日付「決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」の通り、事業年度の変更に伴い、現行定款第13条（基準日）、第45条（事業年度）、第46条（期末配当金）及び第47条（中間配当金）につき、所要の変更を行い、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

（下線は変更分を示します。）

現行定款	変更案
（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。	（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。
（基準日） 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。	（基準日） 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

<p>(事業年度) 第45条 当社の事業年度は、毎年<u>6</u>月1日から翌年<u>5</u>月31日までの1年とする。</p>	<p>(事業年度) 第45条 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から翌年<u>3</u>月31日までの1年とする。</p>
<p>(期末配当金) 第46条 当社は、株主総会の決議によって、毎年<u>5</u>月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</p>	<p>(期末配当金) 第46条 当社は、株主総会の決議によって、毎年<u>3</u>月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</p>
<p>(中間配当金) 第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>11</u>月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>	<p>(中間配当金) 第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9</u>月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>
<p><新設></p>	<p>(附則) <u>第1条 第3条の変更は、2018年8月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本条は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u> <u>第2条 第45条の規定にかかわらず、2018年6月1日から始まる第20期事業年度は、2019年3月31日までの10ヶ月間とする。なお、本条は、第20期事業年度経過後、これを削除する。</u></p>

3. 日程

取締役会決議 2018年7月17日

株主総会開催予定日 2018年8月29日

【リリースに関するお問い合わせ先】

株式会社レノバ IR室 野瀬

TEL : 03-3516-6263 / Eメール : ir@renovainc.jp